

岩手	六五,三〇〇	△	七五,六三三	△	五六,一四三
宮城	一五,四三〇	△	九一,九三三	△	九六,〇八五
秋田	二,二四九,八八〇	△	一九九,五五〇	△	四七,八四一
山形	二,二六,四四〇	△	一〇四,九九五	△	九六,三三〇
福島	一六,〇六,九七〇	△	五〇〇,二八一	△	五四,一五〇
茨城	一,五五六,九三〇	△	四〇〇,九九三	△	六五,八四五
栃木	一,四八八,六五〇	△	一三三,九九〇	△	一五六,五九〇
群馬	七四九,〇〇〇	△	一八七,七七六	△	二三四,四四三
埼玉	一,〇三〇,〇七〇	△	三三三,五〇五	△	四八二,七六六
千葉	一,七五八,四二〇	△	一七二,一三四	△	四四九,三三〇
東京	一四三,二五〇	△	二七,七七五	△	七六,三六二
神奈川	八五五,〇七〇	△	八五,八三七	△	一三九,〇一九
新潟	三,五四八,五七〇	△	六七,一五三	△	五三三,七七一
富山	一,二六〇,七六〇	△	四七,九九五	△	五〇〇,二九〇
石川	九七三,八六〇	△	二九,六六二	△	二七四,七七八
福井	八二二,〇九〇	△	二〇,六四七	△	一九七,四六六
山梨	三三〇,六〇〇	△	七二,九九八	△	七三,七五五
長野	一,六四三,三九〇	△	一六,四八八	△	一八八,三三三
岐阜	一,〇三〇,〇〇〇	△	三三〇,一七八	△	三〇六,六二二
静岡	一,〇三六,三三〇	△	三,九六六	△	一三六,一五七

昭和十六年全国小麦實收高

作付面積	實收高	前年作付面積ニ比シ	前年實收高ニ比シ	同上割合	前年實收高ニ比シ	同上割合	前五箇年平均實收高ニ比シ	同上割合
五,四〇五,七七	四六,八四八石	一,〇八三,三五	〇・六二七	一七,九一五	〇・六一九	一,二四四,四五	〇・三六二	〇・三六二
二五二,三三二,三四	六,四五二,五九一	一四,九四〇,〇二	〇・〇四四	一,〇三七,八七三	〇・一三九	四八一,六八七	〇・〇六九	〇・〇六九
三五七,七四八,一	六,四九九,四三九	一七,〇三三,七	〇・〇五〇	一,〇一九,九五八	〇・一三六	四六九,二四二	〇・〇六七	〇・〇六七

北海 道
前回公表シタル三府四十三縣分
計(全國)

熊本	一八八,二四〇	四一〇,三三七	九一七,五三二
大分	一,一八五,四九〇	二〇〇,三三八	九六,三三三
宮崎	九五〇,〇〇〇	二五七,九九三	一五,三四四
鹿児島	一,三五九,五八〇	三九〇,五九六	八八,〇四三
沖繩	一〇五,九〇〇	四九,五七四	二六,三三五

米穀持越高(昭和十六年十一月一日現在)

尙、農林省は右米穀第二回豫想收穫高の發表と同時に昭和十六年十一月一日現在の米穀持越高を發表したが、之を掲ぐれば次の如くである。

内地米	四,三八三,五九一
朝鮮米	一七三,八二一
臺灣米	二,三三二,六一二
外國米	三,六〇〇,二七八
計	八,三九〇,三〇二

昭和十六年度全國麥實收高の發表

農林省が昭和十六年十一月十三日付官報を以て發表せる昭和十六年度の全國麥實收高は次の如くである。

増(△)減(△△)

裸麥

北海道	一六、五一九・八	一三六、二一九	四、七七四・四	〇・四〇六	二、三九四	〇・二〇八	九、五七〇	〇・〇七六
前四十三縣分	四五三、〇二〇・二	六、六一五、九一三	五九、八〇二・八	〇・一五二	四六二、〇二八	〇・〇七五	七六〇、五二四	〇・一三〇
計 (全函國)	四六九、五四〇・〇	六、七五二、〇四二	六四、五七二・二	〇・一五九	四八五、四三二	〇・〇七七	七七〇、〇八四	〇・二一九

小麥

北海道	三六、〇五五・五	三四二、七三五	一、六二〇・八	〇・〇四七	五、一七九	〇・一七八	二五、三五四	〇・〇八〇
前四十三縣分	七八九、六九四・八	一〇、三二七、五六六	一七〇、六一五	〇・〇二二	二、四七五、二四六	〇・一九三	一七六、二四	〇・〇〇二
計 (全函國)	八二五、七五〇・三	一〇、六七〇、二九一	一五、四三〇・七	〇・〇一八	二、四三三、四六七	〇・一八五	四二、九七八	〇・〇〇四

(備考) 麥實收高の報告は收穫期の關係に依り北海道は十月二十日限、東北六縣及長野縣は九月二十日限、茨城外三府三十四縣は八月二十日限、沖繩縣は六月二十日限の四回とす。

第二回優良多子家庭表彰に關する厚

生省人口局の附帶調査の發表

今昭和十六年十一月三日の佳節に行はれた第二回優良多子家庭の表彰に際し厚生省人口局に於て集計せる附帶調査の概況説明及び集計結果を掲ぐれば以下の如くである。なほ昨年度の集計結果は本誌第一卷第九號本欄所載の如くである。

優良多子家庭の調査概況

一、本年度優良多子家庭の表彰に關しては本月十六日附を以て各地方長官に對し夫々通牒が發せられたのであるが其の調査期日及表彰條件は共に第一回の昨年度表彰と同じく五月三十一日現在に於て父母を同じくする嫡出の子に於て満六歳以上の者十人以上を天災地變等不可抗力に因るの外一人も缺かさず父母自ら心身共に健全に育成した善良堅實な家庭に付

之が調査を進めたのである。

二、而して調査は直接には市區町村長が之に當り各地方長官の再調査と其の内申に係るものに付審査したのであるが其の概況は次の通である。

即ち表彰決定家庭は二、一四五家庭であつて其の道府縣別内譯は北海道の二六四を筆頭に、静岡の一〇〇、愛知の九二、鹿児島の一、栃木の八九、愛媛の八四、東京の八三等之に尋ぎ少いのは福井、高知の各八、鳥取、佐賀の各九、石川の一〇、島根の一

一家庭等で其の順序は大體昨年度表彰家庭數の順序と同様であり、數からすれば昨年度表彰の一〇、六二二家庭の約五分の一であるが之は昨年度表彰したる家庭は本年は之を表彰しないこととしたことに依るものである。

三、而して其の内容を二瞥するに父母共に現存する家庭は一、六九八にして全體の七割九分強に當り父のみ家庭は二二二、母のみ現存する家庭は三三六となつて居り子女數の最も多き家庭は一五人で之が

一家庭(北海道)あり以下一四人が九、一三人が四四、

一二人が二〇三、一人が五五五、一〇人が一、三三三家庭となつて居り、其の家庭の主たる職業は依然農業が六割二分強の首位を占め商業の九分、工業の七分二厘等之に次ぎ之を上中下の經濟狀態別に見るに中程度に屬する家庭が昨年度と同じく全體の六割強を占めてゐる狀況である。

四、尙父母の年齢と子女數との關係、父母の結婚時年齢別該當家庭數、父母の年齢差調、父と母の同胞數(兄弟姉妹)關係別調、子女の乳兒期に於ける食物及調査期日現在に於ける職業調、結婚後第一子分娩時所要年數調等に付ては目下調査中にして不日發表出来る豫定である。

五、而して今回表彰された家庭に對しては是亦昨年度と同じく厚生大臣の表彰狀の外記念品として額縁が十一月三日の佳節に際し各地方長官を通じ各地方廳に於て傳達される筈である。

六、尙各地方廳に於ては傳達式後人口増強と母子保護思想の啓發に關し各座談會若は講演會等が開催される豫定である。